

平成14年4月8日（月）

商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の 設置促進に関する指針について

国では「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）、「都市再生プロジェクト（第2次決定）」（平成13年8月28日都市再生本部決定）において、商店街における保育サービスの提供を支援することを掲げているところである。

こうした中、平成14年度予算において、商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設活用商店街活性化事業（中小企業庁所管）が創設されたところであり、今般、商店街のにぎわいの創出・活性化に併せ、地域の実情に応じた保育サービス等の提供の促進を図れるよう、厚生労働省と中小企業庁の連携に関する共同の指針を別紙のとおり作成した。

資料

- （別紙）「商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針」
- （参考1）「保育サービス等事業とコミュニティ施設活用商店街活性化事業の連携イメージ」
- （参考2）主な連携事業の概要（14年度新規事業）
 - ・「コミュニティ施設活用商店街活性化事業の概要」
 - ・「送迎保育ステーションの整備」
 - ・「つどいの広場事業」

(別紙)

商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針

平成 14 年 4 月 1 日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
中小企業庁商業課

1. 指針の目的

本指針は、中小企業庁の所管するコミュニティ施設活用商店街活性化事業と厚生労働省の所管する保育サービス等事業を併せて実施（以下「連携事業」という。）することにより、特に若い世代による商店街のにぎわいの創出・活性化を図るとともに、待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の居場所拡充、地域の子育て支援の推進の効果的な実施が図られることを目的とする。

2. 各種事業の概要

(1) 中小企業庁の所管するコミュニティ施設活用商店街活性化事業

商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が、商店街の空き店舗を活用して、保育施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営することにより、商店街の賑わいを創出し、商店街の活性化を図るもの。

(2) 厚生労働省の所管する保育サービス等事業

① 保育所・保育所分園（保育課所管）

就労している保護者に代わって乳幼児を保育し、子どもの心身の健全な発達を図るための児童福祉施設。保育所は本園と一体的な施設運営を行う保育所分園を設置することができる。

② 一時保育促進事業（保育課所管）

専業主婦の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するもの。

③ 地域子育て支援センター事業（保育課所管）

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行うもの。

④ 送迎保育ステーション試行事業（保育課所管）

利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、保育所への送迎及びそれに伴う保育を実施するもの。

⑤ 放課後児童健全育成事業（育成環境課所管）

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供するもの。

⑥ つどいの広場事業（少子化対策企画室所管）

主に公共施設内のスペース、商店街の空き店舗等において、子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域子育て関連情報の提供、講習を実施するもの。

3. 事業の連携

コミュニティ施設活用商店街活性化事業は、事業の立ち上げに必要な初年度の改装費や賃借料等の補助を行うもの。

一方、保育サービス等事業は、事業の実施に必要な人件費等の補助(負担)を行うもの。したがって、連携事業により、効果的かつ安定的な事業の実施が図られるもの。

4. 事業の実施

(1) 保育サービス等事業の委託先

連携事業として、保育所・保育所分園、一時保育促進事業、地域子育て支援センター事業、送迎保育ステーション試行事業又は放課後児童健全育成事業を実施する場合には、社会福祉法人に委託するものとする。

また、つどいの広場事業を実施する場合には、社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託するものとする。

(2) 社会福祉法人又は特定非営利活動法人のコミュニティ施設活用商店街活性化事業の申請条件

社会福祉法人又は特定非営利活動法人が当該事業を行う場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県に対する交付申請等は、商店街振興組合等と連名で行うことを条件とする。

(3) 対象経費

連携事業の実施に当たって、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の対象経費と保育サービス等事業の対象経費が重複する場合には、経費の内容等を考慮し、当該経費については、いずれか一方の事業の対象経費とすること。

5. 担当部局の協力等

地方公共団体のそれぞれの担当部局は、商店街振興組合、社会福祉法人等に対して連携事業について周知を図るとともに、連携事業の実施については、次のように協力するものとする。

(1) 市町村における商工担当課と児童福祉担当課

商工担当課及び児童福祉担当課は、連携事業について、事業内容等を確認するとともに、それぞれの情報を提供し、実施施設、運営方法等について、両課で調整するものとする。

また、連携事業のそれぞれの交付決定状況等についても情報の提供を行うものとする。

(2) 市町村の商工担当課と都道府県の商工担当課

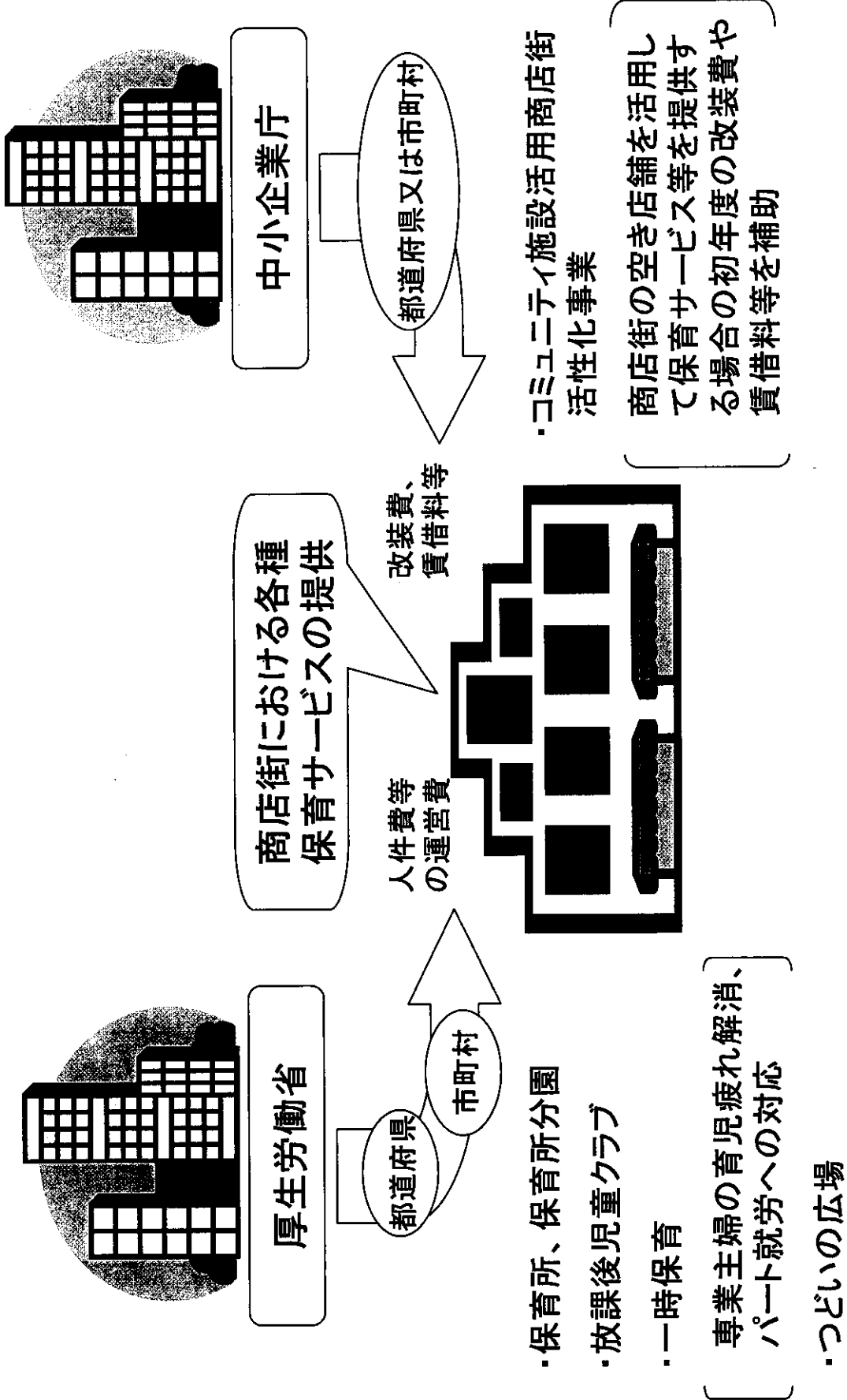
市町村の商工担当課は、都道府県が補助事業者となる場合には、都道府県の商工担当課に対して、連携事業に係る市町村児童福祉担当課との調整状況、及び保育サービス等事業の補助金の交付決定状況等の情報の提供を行うものとする。

また、都道府県の商工担当課は、市町村の商工担当課に対して、コミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助金の交付決定状況等の情報の提供を行うものとする。

(3) 市町村の児童福祉担当課と都道府県の児童福祉担当課

市町村(政令指定都市及び中核市を除く。)の児童福祉担当課は、都道府県の児童福祉担当課に対して、連携事業に係る市町村の商工担当課との調整状況、及びコミュニティ施設活用商店街活性化事業の補助金の交付決定状況等の情報の提供を行うものとする。

（参考1）保育サービス等事業とコミュニティ施設活用商店街活性化事業の連携イメージ



- ・保育所、保育所分園
- ・放課後児童クラブ
- ・一時保育

〔 専業主婦の育児疲れ解消、パート就労への対応 〕

・つどいの広場

〔 子育て中の親子に対する交流・つどいの場の提供 〕

など

(参考2) 主な連携事業の概要 (14年度新規事業)

コミュニティ施設活用商店街活性化事業の概要

〔中小企業庁商業課〕

1. 事業のねらい・目的

(背景)

- ・ 近年、地域経済・社会の核である商店街は、空き店舗の増加等により、その魅力が低下してきているため、空き店舗の解消は緊急の課題。
- ・ 他方、女性の社会進出による保育需要の増加、急速な高齢化による高齢者対応事業の必要性が高まっているものの、それらの整備が追いつかないことから、社会的な問題となっている。特に都市部においては、働く女性が利用しやすい場所での保育所の整備が緊急の課題。

(ねらい・目的)

- ・ 商店街の空き店舗を保育施設や高齢者向けの交流施設等のコミュニティ施設として活用することにより、空き店舗の解消と少子高齢化社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することで商店街の活性化を図るもの。

2. 事業内容 予算規模 1, 375百万円 (平成14年度新規事業)

- ・ 商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育所や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助するもの。

3. 事業のスキーム

国→都道府県(市町村)

→商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人等

- ・ 交付先：商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人等
- ・ 補助率：国1/3、都道府県(市町村)1/3、商店街振興組合等1/3

送迎保育ステーションの整備

0百万円 → 250百万円

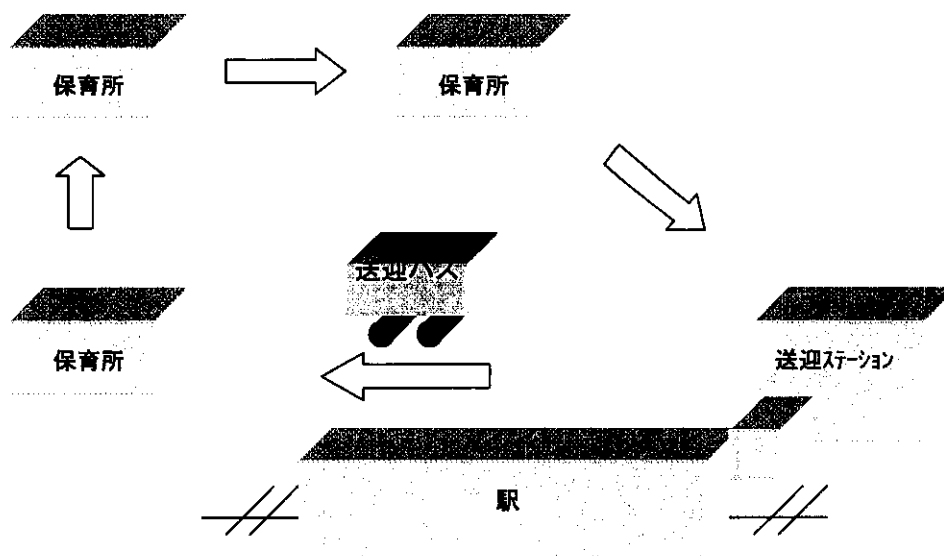
(主な内容)

1. 事業の内容

- (1) 保護者から保育所入所児童を受け付け、郊外の空き保育所へバスで送迎を行う。
- (2) 送迎先の保育所の閉所後の保育需要に対応するため、送迎保育ステーションにおいて、集合型延長保育を実施。

2. 対象か所数 50か所

◆概要図◆



◆実施主体◆ 市区町村

◆補助率◆ 1/3 (国1/3、都道府県1/3、市町村1/3) (国1/3、指定都市・中核市2/3)

つどいの広場事業

(平成14年度新規事項)

1. 趣 旨

近年の少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている。また、その影響で子育て中の親には、「密室育児」による孤立感、閉塞感をもたらし、子育てへの不安や精神的負担感を増大させており、その結果、我が子を虐待に至らしめるケースにもつながりかねないなど、子育てへの負担感の解消を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、その機能を有する「つどいの広場」事業を新たに創設するものである。

2. 事業内容

- つどいの広場においては、次の4事業を実施。
 - (1) 子育て親子の交流、集いの場を提供すること。
 - (2) 子育てアドバイザー（仮称）が、子育て・悩み相談に応じること。
 - (3) 地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること。
 - (4) 子育てサポーター（仮称）の講習を実施すること。

3. 実施方法

- (1) 実施場所は、主に公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室など
- (2) 事業の実施は、週3日以上行うことを原則とする。
- (3) 茶菓代などは、利用者から実費を徴収する。

4. 予算額

139百万円

5. 補助単価

@6,403千円（うち初度設備費 1,353千円）〔年額〕

6. 設置か所数

65か所

7. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※人口規模は問わない
（社会福祉法人、NPO法人等への委託可）

8. 補助率

1/3（国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3）
（国 1/3、指定都市・中核市 2/3）